

## 第6部 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観計画では、市民に親しまれ、景観上の核となるような建築物や工作物を景観重要建造物、また、良好な景観形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定することができます。

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

歴史的・文化的に高い価値を有し、市民に親しまれている建造物（建築物及び工作物）の外観において、道路その他の公共の場所から誰でも容易に望見することができ、下記の項目に該当する建造物を、所有者の意見を聴き、合意を得た上で重要な建造物として指定します。



指定のイメージ（南部小学校・生田門）

1. 優れたデザインを有し、良好な景観の形成に寄与するもの。
2. 歴史的または建築的価値をもち、市民に親しまれているもの。
3. 街かどやアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの。

### 2. 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、美観的に優れ、市民に親しまれている樹木において、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、下記の項目に該当する樹木を、所有者の意見を聴き、合意を得た上で重要な樹木として指定します。



指定のイメージ（南部小学校校庭・楠）

1. 樹姿（樹高や樹形）に特徴があり、良好な景観の形成に寄与するもの。
2. 古くから地域のシンボルとして、市民に親しまれているもの。
3. 街かどやアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの。

## 第7部 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物を良好な景観を構成する重要な要素と位置づけ、建築物や工作物の形態意匠に関する方針に併せて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の方針を定めます。

### 1. 屋外広告物の表示等の制限に関する方針

市全域において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する方針を定め適切な誘導を図るものとし、地区・地域のイメージを高める優れたデザインと秩序による屋外広告物の掲出に努めるものとします。

1. 周囲の景観と不調和にならないよう表示面積は必要最小限にとどめるものとする。
2. のぼり旗などについては、必要最小限の本数とする。
3. 複数の広告物はできるだけ集約化すること。
4. 安全上の理由等を除き、蛍光色や原色の反射材などの使用を避けること。
5. 耐久性の優れた素材を用い、定期的な維持管理に努めること。
6. 建築物・工作物との一体感のある意匠・色彩となるよう工夫すること。
7. 景観上重要な地域では、地域のイメージを損なわないように配慮すること。
8. 名勝耶馬溪など自然景観の眺望点の視界の範囲内には設置しないこと。
9. 色彩については、鮮やかな色彩を避けるとともに、配色についても多色使いは避けること。

※なお、屋外広告物の表示及び行為の制限に関する事項は、大分県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可基準が適用されます。